

【別添】

## 再送信同意に係る三原テレビ放送株式会社からの裁定申請の概要

### 1 申請日

平成19年5月30日

### 2 申請者及び申請に係る放送事業者

(1) 申請者：三原テレビ放送株式会社（広島県三原市）

代表者：代表取締役 勝村 善博

住 所：広島県三原市宮沖5丁目8番15号

(2) 申請に係る放送事業者：テレビせとうち株式会社（岡山県岡山市）

代表者：代表取締役社長 砂田 治男

住 所：岡山市柳町2丁目1番1号

### 3 裁定申請の理由

再送信同意について協議が不調のため

### 4 再送信しようとするテレビジョン放送

テレビせとうち株式会社岡山標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）

### 5 再送信の業務を行おうとする区域

広島県三原市の一部（別紙のとおり。）

### 6 再送信の実施の方法

同時再送信による放送

### 7 申請者が希望する再送信の開始日

裁定あり次第速やかに

### 8 協議の経過

申請者は、平成10年から平成19年5月までの間、区域外再送信に係る協議をテレビせとうち株式会社と継続してきた。

## 9 意見の対立点

(以下、申請者から提出された申請書を転載。)

対立点	テレビせとうち株式会社の主張	三原テレビ放送株式会社の主張
県域免許制度について	放送局は県域免許の放送であるため県外CATV局に対して再送信の許可はできない。	同意を頂いた時も、県域免許制度であり、それは今日でもなんら変わりはない。
著作権について	自局の放送エリアについての著作権は処理しているが、エリア外については未処理であるため。	権利管理団体と総括契約書を交わしており、その枠組みの中で権利処理をしている。
緊急放送について	居住するエリア以外の放送（区域外再送信）を視聴していて、居住するエリアの国民保護法に基づく緊急放送や、災害告知等を見逃したら対応が遅れる場合がある。	三原市民が終日テレビせとうち株式会社の放送を視聴しているとは到底考えられない。むしろ近県の情報が入手できることで地震速報等緊急放送の場合は広島県内の放送局へのチャンネル切替を促すことができる等、情報源が多いほど三原市民の判断に誤りが少なくなる。

以上

別 紙

広島県 三原市	館町1丁目2丁目、旭町1丁目2丁目、港町1丁目～3丁目、皆実1丁目～6丁目、広友町1丁目2丁目、時貞1丁目2丁目、明神1丁目～5丁目、田野浦町、田野浦1丁目～3丁目、青葉台、宗郷町、和田町、貝野町、幸崎町及び大和町の全域  西野町、西野1丁目2丁目、西宮町、本町1丁目～3丁目、中之町、宮沖1丁目～5丁目、宮浦1丁目～6丁目、城町1丁目～3丁目、円一町1丁目～5丁目、東町1丁目～3丁目、古浜町1丁目2丁目、糸崎町及び深町の各一部
------------	---